

ID: 273

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	火葬場使用料の還付承認																	
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例 第6条第2項ただし書																	
例 規 番 号	平成16年条例第25号																	
【根拠条文】 (使用料) 第6条 使用を許可された者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、全部又は一部を還付することができる。 別表(第6条関係) <table><tr><th>使用区分</th><th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>10歳以上の者</td><td>1体</td><td>20,000</td></tr><tr><td>10歳未満の者</td><td>1体</td><td>10,000</td></tr><tr><td>死産児</td><td>1胎</td><td>5,000</td></tr><tr><td>人体の一部</td><td>1包</td><td>5,000</td></tr></table> 備考 この表は、第4条の規定による許可を受けた者が市内に住所を有し、又は死亡者が死亡時に市内に住所を有していた場合について適用し、これら以外の場合については、使用区分及び単位の区分に応じ、当該使用料の10割に相当する額を加算する。 【基準】 根拠条文及び芦屋市火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の還付) 第4条 条例第6条第2項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、還付する使用料の額は、全額とする。 (1) 使用者がその責めに帰することのできない理由により、火葬場を使用することができないとき、又は火葬場の使用の許可を取り消されたとき。 (2) 使用者が使用の許可の取消しを申し出た場合で、市長が相当の理由があると認めたとき。 2 条例第6条第2項ただし書の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。				使用区分	単位	使用料(円)	10歳以上の者	1体	20,000	10歳未満の者	1体	10,000	死産児	1胎	5,000	人体の一部	1包	5,000
使用区分	単位	使用料(円)																
10歳以上の者	1体	20,000																
10歳未満の者	1体	10,000																
死産児	1胎	5,000																
人体の一部	1包	5,000																
標準処理期間	3日																	
備考																		
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日															